

随意契約理由書

件名	垂水処理場 1号初沈放流ゲート点検整備
契約の相手方	株式会社栗本鐵工所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
<p>今回点検整備を行う1号初沈放流ゲートは、処理水を止水する設備であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本点検整備は、経年劣化した部品の調整整備を行い、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回点検整備を行う1号初沈放流ゲートは、上記業者により製造・据付され、本点検整備を行うためには製造業者しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社である上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署	建設局西水環境センター管理課(垂水処理場)施設係 電話番号 078-752-5017